



ストップ・ザ・交通事故死！

—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

| | | |
|-------|------|----|
| ○発生件数 | ・・・・ | 2件 |
| ○死者数 | ・・・・ | 1人 |
| ○傷者数 | ・・・・ | 2人 |

2019年6月30日現在

※日高自動車道の事故を含む

『思いやりでつくる地域の交通安全！』

☆飲酒運転一生台無し！

- ・「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識を一人一人が強く持ちましょう。
- ・飲酒運転は悪質な犯罪であるという認識を持ち、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

☆夏休み期間中の交通事故防止！

運転者は

- ・子どもや高齢者を見たら、飛び出し等を予測し、徐行するなど思いやりのある運転をしましょう。
- ・歩行者の安全確認だけでなく、バイク等の有無を確認しましょう。
- ・スピードの出し過ぎや、無理な追い越しは絶対にやめましょう。

歩行者や同乗者は

- ・子どもたちは道路で遊ぶのはやめましょう。
- ・車で出かけるときは、全ての座席のシートベルト、チャイルドシートを正しく着用しているか、みんなで確かめましょう。
- ・夕方や夜間は、運転者が歩行者を発見しずらくなり注意が必要です。夜行反射材や明るい服装の着用を心掛けましょう。

自転車に乗る人は

- ・自転車は車の仲間です。交通ルールを守り、安全確認をして乗りましょう。
- ・ヘルメットを着用して乗りましょう。



7月1日
こぐまクラブ交通安全教室

毎月15日は道民交通安全の日

安全運転のポイント

信号を守る（脇見はしない）
全席シートベルト着用
スピードダウン
交通事故は他人事ではない！

夏の行楽期の交通安全運動

8月1日(木)～8月10日(土)

お問い合わせ先：日高町役場 住民課 電話 01456-2-6182

ペットの飼育マナーについて

犬や猫などのペットを飼うことは、動物の命を預かることであり、非常に大きな責任を伴います。また、ご近所のすべての人が犬・猫などのペットが好きな方も限りません。飼い主は周囲への迷惑や危害を及ぼさない心配りが大切です。飼い主としての責任やマナーを十分に自覚して、正しい飼い方をしましょう。

| | |
|---|---|
| <h2>犬を放さないで！</h2> <ul style="list-style-type: none">・犬の放し飼いは条例で禁止されています。・放し飼いは、人や家畜への噛みつき事故を起こしたり、迷子、交通事故などの様々な事件や事故の原因となります。・犬はつなぎ、または檻や室内で飼いましょう。・散歩は必ず引き綱などでつなぎましょう。・飼い犬が行方不明になった場合は、すぐに捜索し、役場にも連絡しましょう。 | <h2>犬は登録と狂犬病予防注射！</h2> <ul style="list-style-type: none">・犬の飼い主は室内飼育・屋外飼育に関係なく、法律による次の義務があります。○町への登録（犬の生涯に1回の登録）○狂犬病予防注射（年1回の実施と予防注射済票の手続き）・登録鑑札・注射済票を首輪に付けましょう。・鑑札を首輪につけると飼い犬が保護されたときに、飼い主へ連絡がすぐに行きます。 |
| <h2>ペットのフンは飼い主の責任！</h2> <ul style="list-style-type: none">・排便(尿)のしつけをしましょう。・屋外の排便(尿)の処理は飼い主のマナー。・散歩時は処理用ビニール袋など忘れずに。 | <h2>猫は室内飼育を！</h2> <ul style="list-style-type: none">・猫の放し飼いはご近所の敷地内を汚すトラブル、飼い主の望まない自由な繁殖、不幸な事故や感染症の原因になります。 |
| <h2>ペットに愛情を持って！</h2> <ul style="list-style-type: none">・動物の発育状況に合わせたエサや水を与え、適度に運動をさせましょう。・動物の種類や習性にあった飼養施設で飼いましょう。・飼養施設は常に清潔にし、悪臭や害虫の発生を防ぎましょう。 | <h2>野良にエサを与えないで！</h2> <ul style="list-style-type: none">・野良犬、野良猫の餌付けは、その場所に住み着いて大繁殖し、不幸な動物を増やし、また周囲に迷惑をかけます。・エサを与えることは、飼い主と同じ責任を負うこととなります。 |
| <h2>絶対に捨てないで！</h2> <ul style="list-style-type: none">・ペットを捨てることは法律で禁止されています。・ペットを飼うと、そのペットを終生飼いつける義務が生じます。・ペットの子を望まないのなら、去勢・避妊手術などで未然に防ぎましょう。・万が一、途中で飼えなくなった場合は、責任持って新しい飼い主を探しましょう。 | |



○お問い合わせ先○
日高町役場 住民課 環境生活・アイヌ政策グループ
電話01456-2-6182
日高総合支所 地域経済課 水環境グループ
電話01457-6-2024